

議案第 10 号

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 35 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 2 条の 2 中「西体育館 桐生市小曾根町 3 番 30 号」を削る。

別表第 3 中

「

施設名	使用区分	使用料(1 時間当たり)
西体育館	全館専用	320 円
南体育館	全館専用	1, 150 円
	部分専用	560 円

」

を

「

施設名	使用区分	使用料(1 時間当たり)
南体育館	全館専用	1, 150 円
	部分専用	560 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 10 号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

旧西中学校跡を(仮称)総合教育センターとして整備することに伴い、桐生市立西公民館分館及び西体育館を廃止するため、条例から削除するものです。